

○静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則

平成29年10月16日

規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例（平成29年静岡市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続等)

第2条 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション（以下「ステーション」という。）の施設のうち更衣室を利用しようとする者は、その利用の際に使用券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により使用券の交付を受けた者は、係員の要求があったときは、当該使用券を提示しなければならない。

(利用料金の承認手続等)

第3条 指定管理者は、条例第8条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション利用料金承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション利用料金承認証（様式第3号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証をステーションを利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第4条 条例第8条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第8条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第5条 条例第8条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別な理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第8条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第3条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第6条 ステーションの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がステーションの管理上支障があると認める行為をしないこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第7条 条例第9条の規定による申請は、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション指定管理者指定申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション事業計画書(様式第5号)
- (2) 駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション事業計画に関する収支予算書(様式第6号)
- (3) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第8条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とステーションの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項  
(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ステーションの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月16日規則第85号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号その1 (第2条関係)

(使用券)

使用券

年 月 日 No.

静岡市駿府城

ラン・アンド・リフレッシュステーション

円

様式第 1 号その 2 (第 2 条関係)

(回数使用券)

年 月 日 No.

静岡市駿府城

ラン・アンド・リフレッシュステーション

11枚つづり

使用上の注意

- 1 この回数券 1 枚で、1 人 1 回の利用ができます。
- 2 利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。
- 3 この券は、払戻し又は通貨との交換はしません。
- 4 この券の汚損、紛失等により生ずる損害に対し補償はしません。

回数券

No.

静岡市駿府城

ラン・アンド・リフレッシュステーション

備考 この回数券は、11枚つづりとする。

様式第2号（第3条関係）

駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者

名 称

代 表 者 氏 名 ㊟

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションの利用料金について承認を受けた  
いので、静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則第3条第1項  
の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション利用料金承認証

年 月 日付で申請のあった静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションの利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- (1) 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- (2) 利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。



様式第4号（第7条関係）

駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地（法人以外の団体にあつては、その代表者の住所）

申請者 名 称

代表者氏名

㊟

電 話

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションの指定管理者の指定を受けたいので、静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例第9条及び静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第5号（第7条関係）

駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

